

# 一般会計で三十八十萬円補正

## 町有財産の取得費等に

昭和五十年六月定例議会は去る六月二十三日に招集され、会議は二十三日・二十四日の二日にわたり開催されました。

本議会は、佐瀬新町長就任後の初の定例議会とあって、町長の施政方針が示されました。（前号の挿写の項参照）

一般質問では、町の財政・福祉の諸問題について質問がありました。また、今回提出された議案は町有財産の取得費等を含む九議案が提出され、審議の結果全議案とも原案どおり可決されました。

## 国民保養センター 使用料を改正

国民保養センター設置及び管理条例の一部が改正され、使用料が七月一日から第一表のように改められました。

### ねたきり老人 身障者の介護手当

月額で三千円に引上げる

ねたきり老人・身体障害者介護手当支給条例の一部が改正され、四月一日にさかのぼり介護手当が月額三千円に改められました。



第一表

使用者区分	宿泊料 1人につき	食事料1人につき		合計	1人1日の休憩料	個室休憩料	会議室使用料
		朝食	夕食				
一般	1,600円	400円	900円	2,900円	500円	1室当り	1室当り
中学校生徒	1,400円	400円	900円	2,700円	400円	半日 600円	半日 1,200円
小学校生徒	1,100円	400円	900円	2,400円	400円	1日 1,200円	1日 2,400円
幼児	無料	実費			無料		

第二表

階級	勤続年数				
	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
団長	50,000円	80,000円	120,000円	160,000円	200,000円
副団長	45,000円	70,000円	100,000円	140,000円	180,000円
分団長及び副分団長	40,000円	60,000円	90,000円	120,000円	160,000円
部長及び班長	35,000円	55,000円	80,000円	110,000円	150,000円
団員	30,000円	50,000円	75,000円	100,000円	140,000円

-320-

## 国保税の 税率等改正

書を調整し報告するもの  
△消防団員等公務災害補償条例の一部改正

国の政令改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償の基準額等を引き上げるもの。

▽昭和五十年度一般会計補正予算額の議定

国民健康保険税の昭和五十年度賦課分について、税率等が次のように改められたほか、低所得者に対する減額措置の額が引き上げられました。

所得割 百分の三・九  
資産割 百分の五十

被保険者均等割額四、六〇〇円  
世帯別平等割額 七、〇〇〇円

百万四千円とするもので、その内を追加し、予算総額を九億六千九百万円とするもので、その内容は、国民保養センター拡張分の財産購入費、大総保育所進入路用地の購入費等を計上するもの

## 町有財産の取得

越川薰氏・川島孝氏選任

国民保養センター事業を拡張するため、屋形東雲地先（サニーガデン）の土地建物等を取得する議決がありました。内容次のことおり

地積 九九九平方メートル  
建物 一九・八三平方メートル  
買取価格 四千五百万円

その他の議案次のとおり

▼町の区域内の大字及び字区域の変更  
坂田台地土地改良事業の実施に伴って、寺方・取立区域内の大字

字区域の変更をするもの  
▽縦越明許費縦越計算書について  
昭和四十九年度事業の上場共同利用施設建設事業の一部を五十年度に繰越すことに伴い、その計算

## 福祉年金受給のお知らせ

福祉年金の支給が九月六日から始まります。六日と八日は大総局

北清水局で年金証書を配布します。横芝局で年金を受ける方は同日役場で年金証書を受領して下さい。

非常勤消防団員に係る退職報償金の支給条例の一部が改正され、金額が四月一日にさかのぼり

報償金額が四月一日にさかのぼり  
第二表のよう改められました。